



ロータリーを実践しみんなに豊かな人生を

FUJIEDA SOUTH ROTARY CLUB

藤枝南ロータリークラブ会報

例 会：毎週金曜日 小杉苑 藤枝市青木2-35-30 TEL：054-641-3321
 事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL：054-647-2300 FAX：054-647-2040
 E-mail: club1991@fujieda-rotary.org

会長：早川 清人 副会長：伊藤 彰彦 幹事：松浦 正秋 副幹事：渡邊 芳隆

第1058回



<http://www.fujieda-rotary.org>

- ソング 君が代・奉仕の理想
- ソングリーダー 杉浦 聡君

会長挨拶

早川 清人君

皆さん、こんにちは。

本日より3日間に及ぶ3年に一度の藤枝大祭りが開催されております。

当クラブでは、地元の公職に就いていらっしゃるメンバーの方々も多く、本日の例会の欠席が目立っています。さすがに、地元藤枝を支えるロータリークラブであることを実感致します。



私は隣の焼津市の出身であり、20数年前に初めて見させて頂いたのですが、その時には、正に見応えのある華やかな地踊りと聴き応えのある長唄に彩られた由緒ある祭典であることに感動したものでした。是非、明日にでも家内を連れ、3年に一度の感動を味わいに出掛けてみようと思います。

さて、先週は、「社会奉仕」をテーマにクラブ協議会を開催致したところ、それぞれのグループ討議で積極的な議論を頂きました。

ロータリークラブは、職業奉仕を基調として組織された団体であり、個々の職業をとおした社会貢献こそが求められるものであるとの根本理念「I serve」を改めて意識する良い機会になったと感じております。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

では、最後にまた法律の話しをさせていただきます。本日も先々週に続けて「離婚」についての話しです。

離婚した後でも、元夫(又は元妻)に財産分与の請求はできるのでしょうか。答は、「可能」で

す。但し、離婚してから2年経過すると請求できなくなりますので注意が必要です。

財産分与とは、公平の観点から、結婚している間に夫婦が協力して築いた財産を、離婚の際に分け合うことです。その財産の名義が夫婦の一方のみになっていても、財産分与の対象となります。これに対し、親からの相続財産等は、夫婦が協力して築いた財産に当たらないので財産分与の対象になりません。

ちなみに、離婚に伴う慰謝料請求は、原則として離婚後3年を経過すると請求できなくなります。

ではまた次回。

理事会報告

松浦 正秋君

- 10月11日プログラムについて承認されました。
- 4クラブ合同例会について、近日中に案内文を配布。
- 11月10日ハイキング例会について承認されました。
11月10日(日) 10:30~
つたの細道 明治トンネル
道の駅「宇津ノ谷峠」集合
11月 8日(金)にメイクアップを設置
- 選考委員会設置について、承認されました。
事務局 村松章隆パスト会長
- 事務局パソコンの買い替えについて、承認されました。
- 会長・幹事バッチ購入について、承認されました。
現役員章会長(ダイヤ入・18K) 24,850円
現役員章幹事(ルビー入・18K) 23,100円

幹事報告

松浦 正秋君

- 公益財団本陣ロータリー米山記念奨学会より2012年度決算報告と豆辞典が届いております。

表彰

ベネファクター表彰 松浦 正秋君



出席報告

望月 誠君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
31 / 45 68.88%	36 / 45 80.00%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

内山君 小山君 樽井君 寺田君
富澤静君 内藤君 渡辺君 渡邊博君
池谷君 川口君 高杉君 中山君 森竹君
藪崎君

(2)メイクアップ者

富澤 静雄君(静岡) 渡辺 哲朗君(静岡)
藪品 元行君(静岡)

スマイルBOX

望月 誠君

- 誕生日プレゼントありがとう。72才になりました。現役でガンバります。 玉木末雄君
- 誕生日プレゼントありがとうございます。会社を興して25年、ロータリーへ入会させていただいて18年。そして人生53年経ちました。まだまだ、これからです。 樽井勉君
- 妻の誕生日プレゼントありがとうございます。 植田裕明君
- 家内へのプレゼントありがとうございます。数年前から家内の年齢は止まったままです。永遠の40代だそうです。 江崎直利君
- 何回目かの結婚記念日を迎えます。有難うございます。 小池吉久君

スマイル累計額 191,000円

会員卓話

植田 裕明君



行政書士は、他の法令等で制限されているものを除く、国や地方自治体などの官公庁に提出する許可可や届出などの行政手続代行や書類作成、また、法令に基づく契約書などの権利義務や事実証明に関する書類作成や相談業務を生業としています。

この業界の特徴は、司法書士や土地家屋調査士、社会保険労務士などとの兼業が非常に多く、兼業者は、主たる土業と付随する業務を専門としています。

一方、専門者の特徴は、最近では、非訟事件など、裁判にまで至らない民事関係を専門とする行政書士も増えておりますが、もっとも多いのは、官庁の許認可を得ることで営業が許される営業許可関係を手がける事例といわれております。

専門業者である私も、以前は、農地転用や市街化調整区域における許認可関係を主業務としていましたが、今ではほとんどこの分野はしていません。建設業に関する許可関係や産業廃棄物処理業、一般貨物自動車運送事業、酒販免許などを手がけております。

以前は、風俗営業許可もかなり専門としておりましたが、依頼者の中には、お付き合いが憚られる人がいたり、一般市民の印象もよろしくないことから、意図的にこの仕事から離れてゆきました。

悪法も法なり、という言葉があります。また、抜け穴だらけで実効性がない法律をざるで水をすくう例えから「ざる法」ともいいますが、その典型とされるのが、政治資金規正法、売春防止法などでが筆頭とされ、両者とも説明する必要はないかと思えます。

世界でも、もっとも法律に厳格とされるドイツなどでは、売春を法律で禁ずるなど実効性のないものは無駄ということで、さっさと廃止して合法化されております。

日本は、大宝律令の例を出すまでもなく、太古の時代かられっきとした法治国家ですが、合理主

義にのっとったヨーロッパとは異なり、日本人の特質でもある「本音と建て前」が厳然として存在するからでしょうか、この法律は現在も生きております。

そしてこの法律と関連し、明治以降の官僚国家の古き悪しき時代の風潮や、「おい、こら」の精神を未だひきづっているのが、各都道府県警、正式には公安委員会が所管する風俗営業に関わる法律である「風俗営業法」です。

ところで、意外と思われるかもしれませんが、風俗と言えば、即、いかがわしいとされる性産業が思い出されますが、実は、風俗営業法の許可の対象ではありません。

これらは、風俗営業の類似産業として、「性風俗特殊営業」と規定され、厳しく規制されるべきものとして定義づけられています。

そして、各都道府県の条例で、江戸時代頃からの伝統的な歓楽街を形成させていた大都会の一部の地区以外は、ほぼ全国的に営業禁止区域と定められており、事実上、店舗型の新規参入は、ほぼ閉ざされていると申せます。ちなみに、静岡県では、熱海の渚地区でごく一部の営業が認められているのを除き、全県で禁止区域に指定されております。

一方で、風俗営業許可の対象となるのは、定義では、「適正に営業されれば国民に憩いを与える営業」とされ、バー・スナック・キャバレー等の客に飲食をさせ、かつ接待を行う営業、ダンスホール、著しく射幸心をあおる恐れのある営業であるパチンコ店・麻雀店、ゲームセンターなど、計8種類があります

パチンコ店は、大多数の国民の意識では、れっきとしたギャンブル産業と思われませんが、法律上は、あくまで遊戯場であり、金銭のやりとりは存在せず、遊戯に勝った客には、懸賞品が贈られることになっています。

また麻雀店では、飲食を伴うのが通常かと思いますが、あくまで遊戯を目的とした社交場であり、飲食店許可を認めてはおりませんし、賭け麻雀は、別の法律、賭博禁止法などで御法度であります。

現実とのあまりの乖離に驚かされますが、法律上は、そのような中身となっております。

また、ひどいのが飲食店やディスコ、クラブというダンス関連の店舗です。飲食店の場合、風俗営業の範疇に入るか否かは、大別して「接待があ

るか、ないか」になります。

その接待ですが、法律上では、「歓乐的雰囲気醸し出す方法によって客をもてなすこと」という条項しかありません。そもそも、歓楽を伴わない接待というのがこの世の中に存在するのか、というのが一般的常識かと思うのですが、警察官僚のお偉方は、このような憩いの場とはほど遠いことを真剣に考えているのが現状です。

そして、何をもって接待とするのかは、裁判判例を基にした基準を、警察当局の自主的な裁量で取り扱うこととされています。

たとえば、「バーテンやウェイトレスのように、酒や食べ物を提供するが、すぐにその場を立ち去る行為は接待に当たらないが、反復継続的に酌をしたりする行為は接待にあたる。社会通念上の儀礼として握手することや、酔客を介抱するため、他人の身体に接触することは接待に当たらないが、客の横にはべり、身体を密着させ、談笑にふけったり、また、カラオケ等を伴唱したり、客の歌に対して拍手を送る行為は接待に当たる」とされています。

スナックなどで、ママさんお一人の店で、「うちは対面方式だから、風営法の許可はいらないよね」というお話を耳にしたりするのですが、一概には申せません。

接待に当たるか当たらないかは、当局担当者の自主判断に委ねられており、接待の基準は、警察当局の自主判断、まったくの自由裁量でどうにでもなるからです。現実には、そのような店に手入れが入ることはないでしょうが、これは当局のさじ加減次第。裁判判例からすれば、風営法違反での検挙は合法という可能性が高いと思われます。

とすると、風営法違反にならない店は、かつてドリフターズの志村けんが演じていた、「もしもこんなスナックがあったなら」という設定で、一切、サービスができない店以外はすべて御法度ということにもなるかもしれません。

また、ダンスホールでは、接待が可能なキャバレーと、接待ができない店舗、ディスコ、クラブなどがありますが、接待不可の店では、客をもてなす店内放送なども接待に当たるとされ、禁止されています。そんなクラブに誰が客として入るでしょうか。

実にひどい話ですが、風営法の現実とはこんなものです。

例会プログラム

江崎 直利君



最近ジョージ・オーウエルの「動物農場」というアニメを100円レンタルで鑑賞した。今月筑摩書房から原作が再発売されたから、どういう内容か知っておこうと思ったからだ。

彼は「1984」という本も書いている。村上春樹の「1Q84」はこれが、元ネタだ。

これを原作にした白黒映画DVDもまた今月再発売になった。私には何の意図も思想もないが、数年前、蟹工船が売れたように、増税やブラック企業などちょうど今、世の社会的背景から出てきている現象である気がする。だから、再発売がなぜ今続くのか？を知りたい。

このアニメの内容を言うと、残忍で無能な農場主に虐げられてきた動物たちが、2匹の有能な豚をリーダーに革命を起こす姿が描かれる。現代にも通じる社会システムを皮肉った鋭い批判のまなざしがある。

好き嫌いが分かれるが、何かの気づきがあると思う。改めて考えさせられる大人のアニメだ。

もうひとつ福音館書店刊、谷川俊太郎著「おはなししまししょう」を紹介したい。これはRCの奉仕とは？と考えたら、自分の持っている知識やお金、人脈を使って自分以外のために、話し合うこと、かも？、と考えた時に思い出した絵本です。

今週の一言

村松 章隆君

【私の欲しいもの】

いろいろ欲しいものがありますが、この度縁があって、今年の8月に民事再生の認可をおりました菊川南陵高校サッカー部のアドバイザーになりました。高校時代長谷部誠選手と同級生でチームメートとして活躍した川根出身の金澤監督の後ろ盾になるように頼まれたからです。今現在、部員は13名いますが、来年度には20名以上の部員に成れるように先生、役員、各中学校に行ったりして、一般生徒、及びサッカー部員の獲得に努めています。従って今欲しいのは、サッカー部員が欲しい。

例会日	クラブ行事	摘要
10/11(金) 第1059回	ガバナー 公式訪問	(クラブ研修 リーダーセミナー)
10/18(金) 第1060回	会員卓話	私の職業 お役立ち情報
10/25(金) 第1061回	職業奉仕委員 会担当例会	
11/1(金) 第1062回	未来の夢計画 について 会員卓話	財団委員会 理事会

(担当 / 伊藤恒君)